

京都市告示第 591 号

平成28年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成29年2月20日

京都市長 門川 大作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	株式会社 京都ベストビジネス	京都市中京区西ノ京原町102番地1	取扱中止により削除
2	下村食料品店	京都市中京区壬生高樋町60-7	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)